

事 務 連 絡

平成25年5月16日

日本建設組合連合会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

低入札価格調査における基準価格の見直し等について

国の平成25年度予算が本年5月15日に成立し、今後、公共工事の迅速かつ円滑な施工の確保に向けて、契約価格の適正化や実効あるダンピング対策の充実を図ることが一層重要となっています。また、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成23年8月9日閣議決定）では、ダンピング受注の排除を図る観点から、低入札価格調査制度における調査基準価格を適宜見直すこととされているところです。

これらを踏まえ、国土交通省においては、平成25年5月14日付けで低入札価格調査基準価格の算定式のうち一般管理費等に係る部分の見直しを行い、5月16日より適用を開始しました。

また、5月16日付けで、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」についても、国土交通省と同様の見直しが行われたところです。

つきましては、国土交通省と総務省では、今般の国土交通省の低入札価格調査基準価格の算定式の見直し等を踏まえ、各都道府県・指定都市に対しても、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格について、その算定方式の改定等による適切な見直しを要請しているため、ご参考までお知らせ致します。

低入札価格調査基準価格の見直し

低入札調査基準価格とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定。
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準となる価格。
- この価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施。履行可能性が認められない場合には、失格。

低入札調査基準価格の見直しについて

○H25年5月16日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札調査基準価格の一般管理費等の算入率を0.3から0.55へ引き上げる。

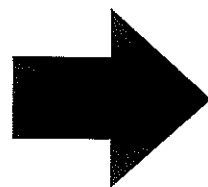
H23.4～

【範囲】

予定価格の
7.0/10～9.0/10

【計算式】

- ・直接工事費×0.95
 - ・共通仮設費×0.90
 - ・現場管理費×0.80
 - ・一般管理費等×0.30
- 上記の合計額×1.05



今回(H25.5.16～)

【範囲】

予定価格の
7.0/10～9.0/10

【計算式】

- ・直接工事費×0.95
 - ・共通仮設費×0.90
 - ・現場管理費×0.80
 - ・一般管理費等×0.55
- 上記の合計額×1.05

※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。